住所　大阪府高槻市氷室町２丁目３番11号
　金和枝　昭和50年４月７日生
住所　大阪市生野区巽東１丁目９番13号
　李富子　昭和20年１月29日生
住所　東京都世田谷区桜丘１丁目４番15号
　李千佳子　昭和54年１月27日生
住所　東京都練馬区中村北２丁目５番５―302号
　琴基成　昭和46年４月12日生
　康恵美　昭和47年８月28日生
　琴世奈　平成13年９月29日生
　琴大葵　平成15年６月16日生
住所　東京都八王子市石川町331番地４
　白楚香　昭和51年９月17日生
住所　広島県東広島市西条町郷曽471番地26
　阮桂梅　昭和50年10月21日生
住所　愛知県春日井市大留町４丁目４番地20
　李聖蓮　昭和６年10月９日生
　金須美枝　昭和33年２月18日生
住所　愛知県小牧市大字大草5785番地439
　金玉成　昭和28年７月15日生
住所　愛知県瀬戸市西松山町２丁目80番地
　韓貞繪　昭和55年１月11日生
住所　名古屋市熱田区三本松町22番５―301号
　申相泰　昭和31年８月25日生
　洪久美　昭和38年５月25日生
　申理愛　平成元年11月20日生
　申容賢　平成３年５月２日生
　申美愛　平成７年４月13日生
　申裕理　平成10年９月22日生
住所　名古屋市北区楠１丁目814番地
　金和行　昭和43年５月18日生
住所　名古屋市西区栄生１丁目７番10号
　金美利　昭和58年９月３日生
　金美和　平成２年11月29日生
住所　新潟市中央区白山浦２丁目180番地
　金泰光　昭和61年８月17日生
住所　名古屋市港区稲永４丁目７番７―405号
　朴裕巴　平成５年10月２日生
住所　愛知県稲沢市下津宮西町33番地
　朴加代子　昭和44年４月11日生
住所　愛知県一宮市北小渕字大日18番地２
　孫暁鳴　昭和45年６月１日生
住所　名古屋市東区東桜２丁目15番９号
　イヒシャム・サアディア　昭和42年６月24日生
住所　京都市南区西九条西柳ノ内町37番地
　嚴奈美子　昭和47年９月18日生
　鄭優華　平成９年12月26日生
　鄭紗妃　平成12年３月11日生
住所　京都府宇治市木幡平尾28番地1040
　全有希　昭和60年３月26日生
住所　京都府福知山市字堀1497番地４
　李惠子　昭和34年３月18日生
　金光穂　昭和57年６月16日生
　金紗希　昭和63年４月19日生
住所　大阪市中央区材木町１番２―1003号
　金惠莉　昭和58年７月９日生
住所　川崎市多摩区宿河原５丁目21番21―302号
　孫禄　平成２年９月19日生
住所　川崎市川崎区桜本１丁目18番10―508号
　張由利子　昭和46年５月11日生
住所　川崎市川崎区四谷下町25番５―610号
　張花子　昭和25年11月16日生
住所　神奈川県厚木市妻田東２丁目５番14―３号
　マルシア・タケヤマ・ヤクワ　昭和38年12月16日生
住所　兵庫県川西市萩原台東１丁目162番地
　金康憲　昭和31年11月３日生
　康知代　昭和36年11月21日生
　金幸佑　昭和62年３月15日生
住所　京都市上京区西三本木通荒神口下る上生洲町209番地
　金佑紀　平成元年７月２日生
住所　兵庫県尼崎市東難波町５丁目17番25号
　金千夏　昭和59年８月10日生
住所　兵庫県尼崎市玄番北之町26番地１
　尹香織　昭和51年５月24日生
　尹愼司　昭和56年１月16日生
住所　兵庫県たつの市龍野町日飼51番地10
　穆琳　昭和55年12月10日生
住所　大阪市西区南堀江１丁目26番15―2604号
　張瓊　昭和39年３月６日生
住所　大阪府豊中市向丘２丁目９番35号
　金則祥　昭和38年２月20日生
　金純子　昭和61年６月１日生
　金將賢　昭和63年２月24日生
　金綾華　平成元年７月21日生
　高和美　昭和41年１月13日生
住所　和歌山市北中島１丁目９番58号
　宋美紀　昭和58年１月30日生

○厚生労働省告示第百八十五号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和二十三年厚生省告示第二百七十号）第１Ａ第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十三年六月十三日

厚生労働大臣　細川　律夫

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
とうもろこし	乾燥耐性トウモロコシＭＯＮ87460系統	日本モンサント株式会社
大豆	チョウ目害虫抵抗性ダイズＭＯＮ87701系統と除草剤グリホサート耐性ダイズＭＯＮ89788系統を掛け合わせた品種	日本モンサント株式会社

○農林水産省告示第千百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市朽木古屋字畑ケ谷原四九・六五・六五の二・字東山五四から五六まで・五八・六〇（以上八筆については次の図に示す部分に限る。）、朽木麻生字廻戸二九八八の二、二九八八の三、二九八八の五、二九八八の七、二九八八の九から二九八八の二二まで、二九八八の二三から二九八八の二五まで、二九八八の二九・二九八八の二〇（以上二筆については次の図に示す部分に限る。）、犬上郡多賀町大字敏満寺字青龍山一〇の六から一〇の九まで、一〇の一五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

一九八八の一九・一九八八の二〇（以上一筆については次の図に示す部分に限る。）

２　採種その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁並びに高島市役所及び多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町千頭字細尾七四五の一・字トヲス七四七（以上二筆については次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）